「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表(令和4年9月14日変更)

新	旧
1 県民の皆さまへ	1 県民の皆さまへ
(1) 基本的な感染防止対策	(1) 基本的な感染防止対策
① 3密(密閉空間・密集場所・密接場面)のうち一つでも回避	① 3密(密閉空間・密集場所・密接場面)のうち一つでも回避
○ 職場や外出先でのイスや行列等では人との間隔を取りましょう。	○ 職場や外出先でのイスや行列等では人との間隔を取りましょう。
(削除)	(できるだけ2m、最低1m)
(以下略)	(以下略)

開催予定日(予定期間)が「緊急事態措置」の実施期間に該当していない イベントの開催について

別添資料1

大声*1なしのイベント

収容定員設定あり※2

収容率50%超*3であるが 参加予定人数*45,000人以下

 $\Rightarrow A$

収容率50%以下

 $\Rightarrow A \times \underline{6}$

収容率50%超かつ 参加予定人数5,000人超

⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

 $\Rightarrow A$

参加予定人数5,000人超

 $\Rightarrow B$

大声ありのイベント

収容定員設定あり※2※5

収容率50%以下

 $\Rightarrow A$

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 ⇒ A (最低1m)

の維持を徹底

- B イベント主催者等は、イベント開催の1か月前(遅くとも2週間前)を目処に県に感染防止安全計画(機式2)を提出すること。 また、イベント終了後は、結果報告(機式3)を県に提出すること(問題発生時は速やかに提出)。
- ※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。
- ※2 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、収容率上限をそれぞれ50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。
- ※3 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。
- ※4 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。
- ※5 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔(最低1m)の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。
- ※6 まん延防止等重点措置期間内において、参加人数5,000人超となる場合はBの対応が必要となる。

開催予定日(予定期間)が「緊急事態措置」の実施期間に該当している イベントの開催について

別添資料2

大声*1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%※2以下かつ $\Rightarrow A$ 参加予定人数※35.000人以下

収容率50%超であるが 参加予定人数5.000人以下

 $\Rightarrow A$

参加予定人数5.000人超 ただし人数上限あり★

収容定員設定なし

参加予定人数5.000人以下

 $\Rightarrow A$

参加予定人数5,000人超

 \Rightarrow B

ただし人数ト限あり★

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下かつ 参加予定人数5,000人以下

 $\Rightarrow A$

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 ⇒ ▲ 最低1m) の維持を徹底

★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、Bの対応により緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限 が緩和される。

⇒B

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト(機式1)をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリスト を1年間保管すること。なお、問題発生時(クラスター発生、基本的対策の不徹底等)は結果報告**(機式3)**を県に提出すること。

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前(遅くとも2週間前)を目処に県に感染防止安全計画(機式2)を提出すること。 また、イベント終了後は、結果報告(機式3)を県に提出すること(問題発生時は速やかに提出)。

- ※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。
- ※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。
- ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。
- ※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔(_____ ■最低1m)の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。
- ※5 Bの場合で、対象者全員検査を実施する旨を明記した感染防止安全計画(機式2)を県に提出した場合は、人数上限を収容定員までとすることができる余地がある。

開催予定日(予定期間)が「緊急事態措置」の実施期間に該当していない イベントの開催について

別添資料1

大声*1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50% 超※2であるが 参加予定人数※3 5.000人以下

 $\Rightarrow A$

収容率50%以下

 $\Rightarrow \Delta \times \underline{5}$

収容率50%超かつ 参加予定人数5.000人超

⇒B

収容定員設定なし

参加予定人数5.000人以下

 $\Rightarrow A$

参加予定人数5.000人招

 $\Rightarrow B$

大声ありのイベント

収容定員設定あり※

収容率50%以下

 $\Rightarrow A$

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 ⇒▲ (できるだけ2m最低1m) の維持を徹底

- イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト(機式1)をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリスト トを1年間保管すること。なお、問題発生時(クラスター発生、基本的対策の不徹底等)は結果報告(機式3)を県に提出すること。
- イベント主催者等は、イベント開催の1か月前(遅くとも2週間前)を目処に県に感染防止安全計画(機式2)を提出すること。 また、イベント終了後は、結果報告(**機式3)**を県に提出すること(問題発生時は速やかに提出)。
- ※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。
- 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。
- ※2 同一ゲループ内で座席間隔を設けないことにより収容率か50%を超える場合は除く。
 ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。
 ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。 ※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ2m最低1m)の維持の徴底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%組の大声ありイベントに該当するものとする。 ※5 まん延防止等重点措置期間内において、参加人数5,000人超となる場合はBの対応が必要となる。

開催予定日(予定期間)が「緊急事態措置」の実施期間に該当している イベントの開催について

別添資料2

大声*1なしのイベント

収容定員設定あり

収容率50%※2以下かつ 参加予定人数※3 5.000人以下 ⇒A

収容率50%超であるが 参加予定人数5,000人以下 → A

参加予定人数5,000人超 ただし人数上限あり★

収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

 $\Rightarrow A$

参加予定人数5,000人超

⇒B

ただし人数上限あり★

大声ありのイベント

収容定員設定あり※4

収容率50%以下かつ 参加予定人数5,000人以下

 $\Rightarrow A$

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 ⇒ A (できるだけ 2 m 最低 1 m) の維持を徹底

★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、Bの対応により緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限 が緩和される。

⇒B

- A イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト(様式1)をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時(クラスター発生、基本的対策の不徹底等)は結果報告(様式3)を県に提出すること。
- B イベント主催者等は、イベント開催の1か月前(遅くとも2週間前)を目処に県に感染防止安全計画(様式2)を提出すること。 また、イベント終了後は、結果報告(様式3)を県に提出すること(問題発生時は速やかに提出)。
- ※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。
- ※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。
- ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。
- ※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ2m最低1m)の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。
- ※5 Bの場合で、対象者全員検査を実施する旨を明記した感染防止安全計画(機式2)を県に提出した場合は、人数上限を収容定員までとすることができる余地がある。